

課題についての情報提供





テーマ③「虐待」



③-1. 虐待とは

種類	内容
児童虐待	身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待です。 対象は児童で18歳未満までです。加害者は家内。
障害者虐待	身体的虐待、性的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、 経済的虐待 です。 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者のことをいいます。手帳を 取得していない者、18 歳未満の者も含まれます。加害者は 「養護者」、「障害者福祉施設従事者等」、「使用者」
高齢者虐待	身体的虐待、性的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、 経済的虐待 です。 対象は高齢者、65歳以上。加害者は「養護者」、「養介護施設従事等」

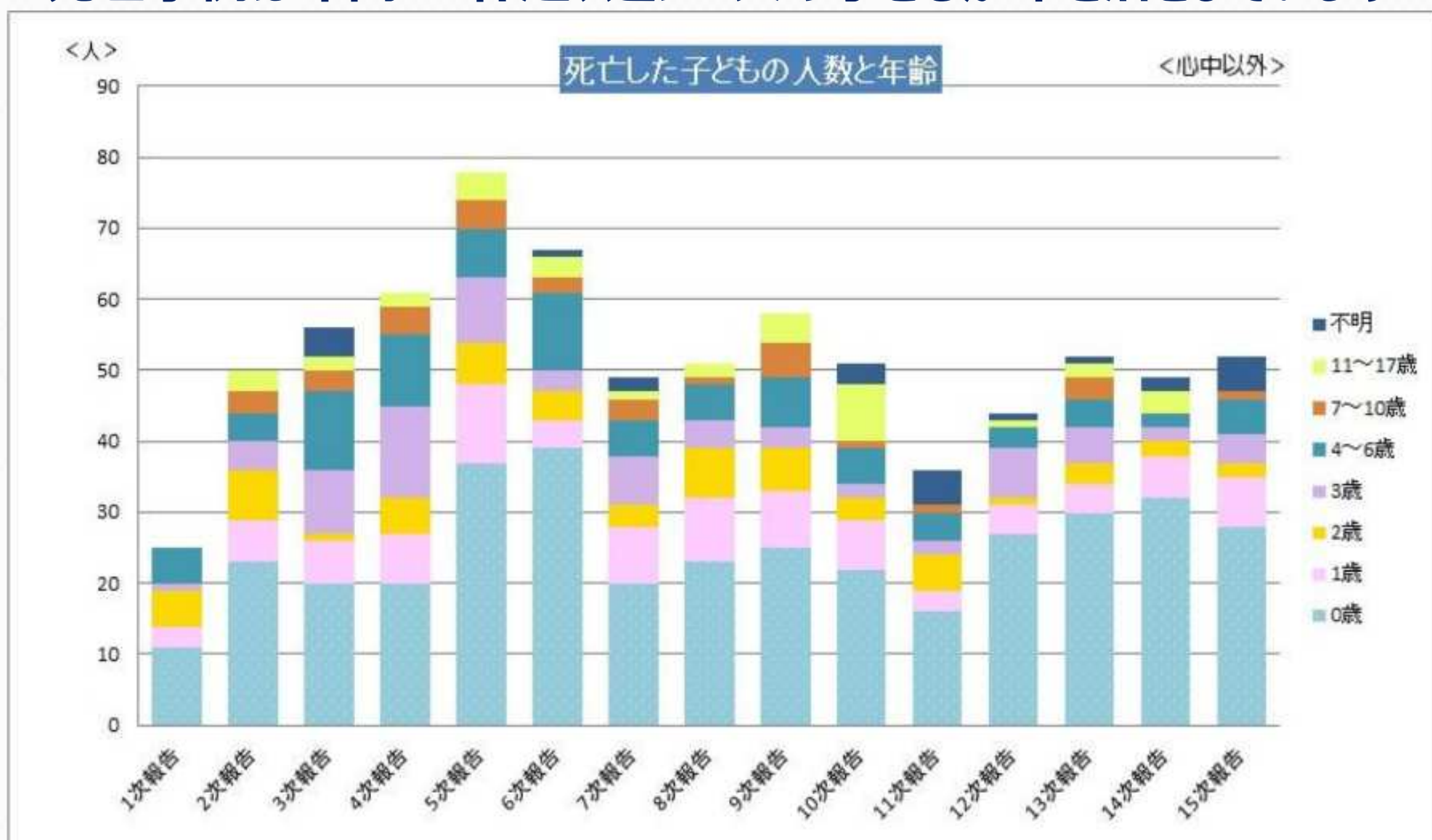
③-1. 児童虐待とは

種類	内容
身体的虐待 	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待 	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト 	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待 	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

③-2. 虐待の現状

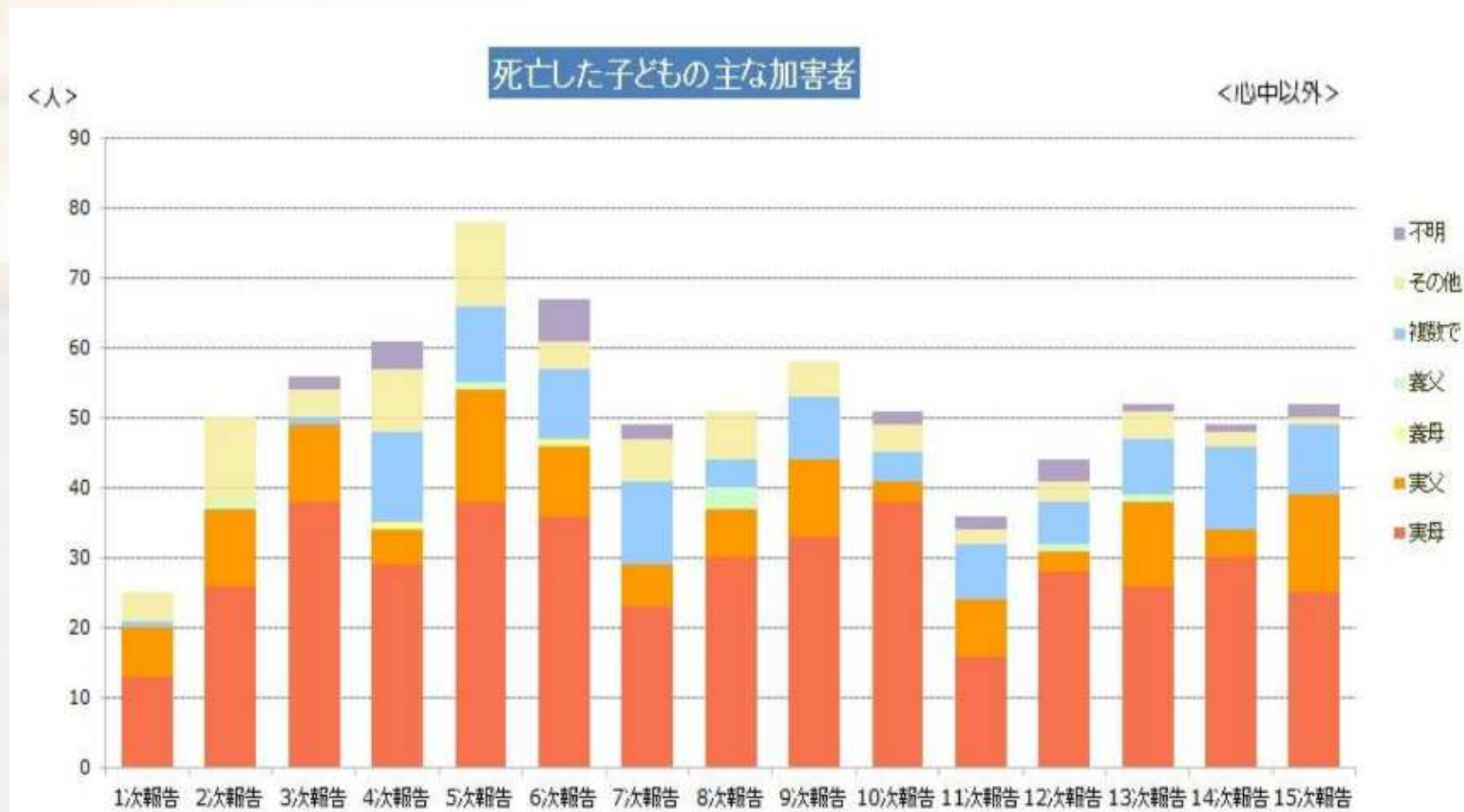
a. 虐待死の現状

死亡事例は年間50件超、週に1人の子どもが命を落としています



③-3. 虐待の現状

b. 加害者の割合 実母、実父、養父の順



③-4. 虐待の現状

C. 児童相談所における虐待相談対応件数 年々増加



③-5. 虐待の現状

d. 虐待種別数

心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順

児童相談所における児童虐待相談対応の内容



③-6. 虐待としつけ

「児童虐待の防止等に関する法律」における**子ども虐待の定義**

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト

心理的虐待

しつけと虐待の違い

- 何をしたら誉められ、何をしたら罰せられるのか、子どもにも理解し、予測できる「しつけ」
- 大人の気分や、理解しがたい理由で罰せられる「虐待」

「子どもが耐え難い苦痛を感じる」=「虐待」と考える

過剰な教育や厳しいしつけによって子どもの心や体の発達が阻害されるほどであれば、あくまで子どもの側に立って判断し、虐待と捉えるべき